

台東区地域防災計画について

1 策定経過

日程	内容
令和6年1月26日	台東区防災会議報告（中間のまとめ）
令和6年2月20日	第1回定例会環境・安全安心特別委員会報告（中間のまとめ）
令和6年2月23日～ 令和6年3月15日	パブリックコメント実施

2 パブリックコメント実施結果・・・・・・・・・・別紙1

3 中間のまとめからの主な変更点

頁	項目	修正内容
172 173	第2部 第5編	避難所の生活環境向上のための備蓄品の確保や、時間の経過とともに避難者のニーズが変化することを踏まえ、ニーズに対応した物資の確保に努めることを追記。
176	第2部 第5編	発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、区備蓄倉庫及び物資拠点の地理的配置について検証し、倉庫の役割や保管内容の見直しを検討することを追記。
264	第2部 第8編	情報通信連絡体制強化のため、二次避難所や一時滞在施設等にMCA無線の整備を進めていくことを追記。
265	第2部 第8編	無人航空機（ドローン）について、民間事業者との連携や、区独自で運用できる体制を整えることを追記。

4 台東区地域防災計画（案）

(1) 台東区地域防災計画（案）本編 新旧対照表・・・・・・・・・・別紙2

※中間のまとめからの修正のみ記載

(2) 台東区地域防災計画（案）本編・・・・・・・・・・別紙3

5 今後の予定

令和6年6月28日 台東区防災会議

7月中旬 計画発行

台東区地域防災計画 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和6年2月23日（金） ～ 令和6年3月15日（金）
意見受付場所	区公式ホームページでの受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、危機・災害対策課窓口で中間まとめ閲覧・意見受付。
意見受付件数	2人、7件
提出方法の内訳	郵送 0人（0件） ファクシミリ 1人（6件） ホームページ 1人（1件） 持参 0人（0件）

分類	項番	意見	区の考え方 (本計画の該当箇所)
第2部	1	<p>「第2編 区民と地域の防災力向上」「第1章 現在の到達状況」の「3 マンション防災における自助・共助の構築」の中で、「高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。」とありますが、最近私が住んでいるエリアでも、高層マンションが増加しすぎている気がします。人が多くなりすぎると、いざ逃げる際に道路等が混雑になりますし、そろそろマンションの乱立を抑え、公園等の逃げれるスペース、避難先として利用できる公共施設等を増やすべきではないでしょうか。</p> <p>また、「マンション防災における自助・共助の構築」とありますが、私自身、8年程今のマンションに住んでいますが、隣に住む方の名前も顔も把握していません。そのような方々と共助は出来ないと思います。おそらく自分のことで手一杯になると思いますので、地域のコミュニティ作り等をもっと行政として進めていくべきではないでしょうか。</p>	<p>区では、区民が災害時に適切な行動をとることができるよう、広報たいとうなどを通じて啓発を図るとともに、公園やポケットパーク等、必要なオープンスペースの確保など、防災まちづくりに取り組んでいるところです。 (p.84～87)</p> <p>また、「集合住宅防災ハンドブック」を作成し、マンションにおける自主防災組織の結成を促進するとともに、集合住宅防災資器材購入補助金の要件として町会加入を求めるなど、マンションの共助や、地域コミュニティに関する取組みを行っております。(p.60～62)</p> <p>引き続き、地域防災力を強化するため、更なる対策を検討して参ります。</p>

分類	項番	意見	区の方 考え方 (本計画の該当箇所)
計画全般	2	<p>災害拠点の設置（上野地区防災センターの建設）</p> <p>上野の森には様々な公共施設（博物館、美術館、動物園など）があり、先々増加が見込まれる外国人にも対応できる施設、重ねて観光客に対する防災意識の向上に努めたい。（地元住民の切なるお願いです。）</p>	<p>区では、帰宅困難者一時滞在施設の整備や、多言語対応した防災アプリの作成のほか、上野駅周辺滞留者対策推進協議会を設置し、台東区帰宅困難者防災ガイドを発行するなど、外国人を含む観光客向けの防災対策を行っております。（p.322～328）</p> <p>新たな災害拠点の設置については、庁内で検討してまいります。</p>
計画全般	3	<p>防災に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の拡充 ・備蓄場所の拡充 ・火災・地震に対する木造家屋の耐震対策の拡充・強化 ・水害対策（貯水池など） 	<p>区では、防災まちづくりを推進するため、木造住宅が密集する地域などの不燃化の促進（p.79）や、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（p.121）などに取り組んでおります。</p> <p>また、避難場所や備蓄場所の拡充については、被害想定などに応じて対応して参ります。（p.171, p.233～234）</p> <p>さらに、水害対策においては、ハザードマップを作成するなど、周知・啓発に努めています。（p.519）</p> <p>引き続き、災害に強いまちづくりに取り組んで参ります。</p>
計画全般	4	<p>避難に対する住民への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な避難訓練の実施 <p>特に高齢者に対する、きめ細やかで、具体的な対応。</p> <p>体が不自由な方への誘導訓練。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所など、防災に関する誰でも目につく掲示板等の設置。 <p>（誰が見てもすぐ理解できる）</p>	<p>区では毎年、避難所の開設訓練など、夜間・休日の発災を想定した初動対応訓練を実施しております。（p.57）</p> <p>また、昨年度、避難行動要支援者名簿を活用したモデル訓練を実施したところです。（p.285～286）</p> <p>引き続き、町会や防災機関と連携しながら対策を進めてまいります。</p> <p>掲示板等につきましては既に設置しており、分かりやすい表記については、必要に応じて検討して参ります。（p.56）</p>

分類	項番	意見	区の方 考え方 (本計画の該当箇所)
計画全般	5	<p>災害が発生した時の対応（発災した後の対応も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 末端の住民に対する確かな連絡方法の拡充。 ・ 町内会のスピーカーとか、スマホ、電話など通信手段の拡充、強化。 <p>（上下関係なくお互いに連絡が取れる手段）</p>	<p>災害情報の発信については、防災行政無線や区ホームページ、SNS、防災アプリ等、多様な手段を用いてあらゆる方へ情報を届けられるよう努めています。（p.259）</p> <p>町会等の通信手段の拡充・強化につきましては、個々の状況が異なるため、詳細は問い合わせください。町会等で資器材の整備をする際は、令和5年度より拡充いたしました自主防災組織活動助成金等の活用をご検討ください。（p.59）</p>
計画全般	6	<p>日頃から防災意識の向上の為、あらゆる手段をきめ細かく計画いただきたい。絵にかいたもちにならないよう、より具体的な計画を立案いただきたい。応援させていただきます。</p>	<p>今後とも、具体的な計画策定に留意して参ります。</p>
計画全般	7	<p>仮に災害を受けた人への、再建への手厚い補償制度</p>	<p>大規模災害により、被災者再建支援法が被災した都道府県に適用された場合、国は自宅が被害を受けた世帯等に対し、その被害程度と再建方法に応じて、支援金を支給するとしています。区は支援金支給申請の受付窓口となるため、発災時は国や都の動向を注視して参ります。</p>

台東区地域防災計画（案）（本編）新旧対照表

第2部第5編 物流・備蓄対策の推進

頁	編	新	旧												
169	5	<p>第1章 現在の到達状況</p> <p>1 食料・水・生活必需品等の確保</p> <p>区と都は、避難者用に、おかゆ、アルファ化米、クラッカーなどの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、簡易トイレ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。</p> <p>また、区は、区内の店舗と「災害時における応急物資の調達に関する協定」を締結し、食料及び生活必需品等の調達の確保を図るとともに、米飯給食に必要な米穀については米穀小売商業組合台東支部と「災害時における米穀供給協力に関する協定書」を締結している。</p> <p>飲料水の確保については、都は、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。区においても、居住場所からおおむね1kmの距離内に、浄水設備付震災対策用深井戸（都所有施設1か所含む）（以下、震災対策用深井戸）を整備し、確保を図っている。</p>	<p>第1章 現在の到達状況</p> <p>1 食料・水・生活必需品等の確保</p> <p>区と都は、避難者用に、おかゆ、アルファ化米、クラッカーなどの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、簡易トイレ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。</p> <p>また、区は、区内の店舗と「災害時における応急物資の調達に関する協定」を締結し、食料及び生活必需品等の調達の確保を図るとともに、米飯給食に必要な米穀については米穀小売商業組合台東支部と「災害時における米穀供給協力に関する協定書」を締結している。</p> <p>飲料水の確保については、都は、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。区においても、居住場所からおおむね1kmの距離内に、震災対策用深井戸（都所有施設1か所含む）を整備し、確保を図っている。</p>												
172 ～ 173	5	<p>第5章 具体的な取り組み</p> <p>【予防対策】</p> <p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>（1）対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="427 1184 1377 1394"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、生活必需品等の備蓄・調達に努める。 避難所の生活環境向上のための備蓄品の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td>都 (保健医療局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な見地から区市町村備蓄物資の保管を補うため、備蓄を推進 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）取組内容</p> <p>① 食料及び生活必需品の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、区民、事業者による備蓄を推進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、「たいとう区 安全・安心ハンドブック」や区ホームページ等を通じて、普及啓発を実施している。 避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、マスク、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。 区は、都と連携し、発災後3日分の食料等の確保に努める。 区は、都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とし、クラッカー、アルファ化米などを備蓄する。 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。 	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、生活必需品等の備蓄・調達に努める。 避難所の生活環境向上のための備蓄品の確保に努める。 	都 (保健医療局)	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な見地から区市町村備蓄物資の保管を補うため、備蓄を推進 	<p>第5章 具体的な取り組み</p> <p>【予防対策】</p> <p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>（1）対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1665 1178 2614 1371"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、生活必需品等の備蓄・調達に努める。 </td> </tr> <tr> <td>都 (保健医療局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な見地から区市町村備蓄物資の保管を補うため、備蓄を推進 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）取組内容</p> <p>① 食料及び生活必需品の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、区民、事業者による備蓄を推進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、「たいとう区 安全・安心ハンドブック」や区ホームページ等を通じて、普及啓発を実施している。 避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、マスク、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。 区は、都と連携し、発災後3日分の食料等の確保に努める。 区は、都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とし、クラッカー、アルファ化米などを備蓄する。 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。 	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、生活必需品等の備蓄・調達に努める。 	都 (保健医療局)	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な見地から区市町村備蓄物資の保管を補うため、備蓄を推進
機関名	対策内容														
区	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、生活必需品等の備蓄・調達に努める。 避難所の生活環境向上のための備蓄品の確保に努める。 														
都 (保健医療局)	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な見地から区市町村備蓄物資の保管を補うため、備蓄を推進 														
機関名	対策内容														
区	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、生活必需品等の備蓄・調達に努める。 														
都 (保健医療局)	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な見地から区市町村備蓄物資の保管を補うため、備蓄を推進 														

頁	編	新	旧
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、備蓄品目については、被災者の年齢や身体状況等に配慮する必要があることから、年少者から高齢者まで広範囲に対応できるおかゆ、豚汁や調製粉乳など、被災者の年齢や性別、身体状況等に配慮した食品の備蓄をすすめている。今後も、要配慮者への食料・生活必需品の備蓄を進める。 ○ 二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）に指定された施設についても、避難行動要支援者等の食料や生活必需品の備蓄を進める。 ○ 区は、被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳（アレルギー対応含む）を都と合わせて、おおむね7日分確保し、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄している。 ○ 区は、災害時、避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、毛布、生活必需品セット、安全キャンドルなどの生活必需品を備蓄している。また、高齢者や障害者のための紙おむつや車椅子・白杖、衛生用品などを備蓄している。 ○ 区は、避難者が避難所で健康に過ごせるよう配慮し、生活環境維持・向上のための備蓄品の確保に努める。 ○ 区は、時間の経過とともに避難者のニーズが変化することを踏まえ、ニーズに対応した物資の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、備蓄品目については、被災者の年齢や身体状況等に配慮する必要があることから、年少者から高齢者まで広範囲に対応できるおかゆ、豚汁や調製粉乳など、被災者の年齢や性別、身体状況等に配慮した食品の備蓄をすすめている。今後も、要配慮者への食料・生活必需品の備蓄を進める。 ○ 二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）に指定された施設についても、避難行動要支援者等の食料や生活必需品の備蓄を進める。 ○ 区は、被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳（アレルギー対応含む）を都と合わせて、おおむね7日分確保し、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄している。 ○ 区は、災害時、避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、毛布、生活必需品セット、安全キャンドルなどの生活必需品を備蓄している。また、高齢者や障害者のための紙おむつや車椅子・白杖、衛生用品などを備蓄している。
176	5	<p>第5章 具体的な取り組み</p> <p>3 備蓄倉庫及び輸送拠点の準備</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>① 備蓄倉庫等の整備</p> <p>《区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、災害時、避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、食料をはじめとする災害対策用物資・資器材を供給するために、地域の拠点となる防災備蓄倉庫9か所を整備している。 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。 ○ 区は、防災備蓄倉庫の他、食料、生活必需品等、発災直後に必要となるものを、避難所となる学校等への分散備蓄を実施している。 ○ 区は、備蓄品の使用状態を保つため、定期点検を計画的に行う。 ○ 区は、物資の防湿を図るため、防災備蓄倉庫の定期的な開放・換気に努める。 ○ 区は、備蓄品の充実による保管場所の不足を解消するため、新たな防災備蓄倉庫の整備を検討する。 ○ 区は、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、区備蓄倉庫及び物資拠点の地理的配置について検証し、倉庫の役割や保管内容の見直しを検討する。 ○ 区は、避難所等への食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け、一時的保管機能を持つ場所として、台東区役所本庁舎を地域内輸送拠点とし、都総務局に報告する。 ○ 区は、他の自治体からの緊急物資等の集積地として、区役所本庁舎を含め、6か所の集積地を定めている。また、緊急輸送路となる幹線道路沿いの区有施設やヘリコプターの臨時離着陸場におけるストックヤードの確保に努める。 	<p>第5章 具体的な取り組み</p> <p>3 備蓄倉庫及び輸送拠点の準備</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>① 備蓄倉庫等の整備</p> <p>《区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、災害時、避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、食料をはじめとする災害対策用物資・資器材を供給するために、地域の拠点となる防災備蓄倉庫9か所を整備している。 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。 ○ 区は、防災備蓄倉庫の他、食料、生活必需品等、発災直後に必要となるものを、避難所となる学校等への分散備蓄を実施している。 ○ 区は、備蓄品の使用状態を保つため、定期点検を計画的に行う。 ○ 区は、物資の防湿を図るため、防災備蓄倉庫の定期的な開放・換気に努める。 ○ 区は、備蓄品の充実による保管場所の不足を解消するため、新たな防災備蓄倉庫の整備を検討する。 ○ 区は、避難所等への食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け、一時的保管機能を持つ場所として、台東区役所本庁舎を地域内輸送拠点とし、都総務局に報告する。 ○ 区は、他の自治体からの緊急物資等の集積地として、区役所本庁舎を含め、6か所の集積地を定めている。また、緊急輸送路となる幹線道路沿いの区有施設やヘリコプターの臨時離着陸場におけるストックヤードの確保に努める。

第2部第8編 情報通信の確保

頁	編	新	旧
264	8	<p>第5章 具体的な取組</p> <p>【予防対策】</p> <p>1 情報通信連絡体制の整備</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>① 防災行政無線の整備</p> <p>Ⅰ MCA無線</p> <p>情報通信連絡体制強化のため、二次避難所や一時滞在施設等にMCA無線の整備を進めていく。耐震性に優れた中継局を有していることや、利用者が限られるため輻輳しにくい等、災害に強い特長がある。</p>	<p>第5章 具体的な取組</p> <p>【予防対策】</p> <p>1 情報通信連絡体制の整備</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>① 防災行政無線の整備</p> <p>Ⅰ MCA無線</p> <p><u>【新設】</u></p>
265	8	<p>第5章 具体的な取組</p> <p>【予防対策】</p> <p>1 情報通信連絡体制の整備</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>⑥ 無人航空機（ドローン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定を締結している民間事業者に要請し、無人航空機（ドローン）を活用した災害情報の収集を行う。 ○ 災害によって道路等の交通インフラが遮断されている場合も、上空から迅速に災害情報を収集することが可能である。 ○ 当該事業者が対応できない場合を想定し、区においても無人航空機（ドローン）の配備や職員による無人航空機操縦者技能証明書の取得など、区独自で運用できる体制を整える。 	<p>第5章 具体的な取組</p> <p>【予防対策】</p> <p>1 情報通信連絡体制の整備</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>⑥ 無人航空機（ドローン）</p> <p><u>【新設】</u></p>